

# 第102期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2025年6月24日(火曜日)  
午前10時

**開催場所** 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
(御茶ノ水ソラシティ1階)  
ソラシティカンファレンスセンター  
Room C  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



ネットで  
招集

招集ご通知をネットで簡単・便利に!!

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8059/>



## 目次

第102期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	8

## 議案及び参考事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度の決定の件
- 第9号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度の導入の件

事業報告	35
連結計算書類	67
計算書類	86
監査報告書	98



## ごあいさつ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
ここに第102期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当連結会計年度は、各事業分野の堅調な推移を背景に、売上高・各段階利益とも前期に引き続き過去最高を達成することができました。これを受け、株主還元の一層の充実を期し、当社として過去最高水準の配当を予定しております。こうした成果を礎として、2025年4月より新たな経営体制が発足いたしました。この新体制のもと、新たな中期経営計画を策定し、さらなる企業価値の向上に向けた取り組みを推し進めてまいります。「人をつなぎ、技術をつなぎ、世界を豊かに」を経営理念に掲げ、信頼されるグローバルビジネスパートナーとして、持続可能な成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

代表取締役 会長執行役員 CEO 宇野一郎  
代表取締役 社長執行役員 COO 船渡雄司

## 経営理念

ミッション

### Mission

果たすべき使命

人をつなぎ、技術をつなぎ、世界を豊かに

ビジョン

### Vision

あるべき姿

## 「次世代型エンジニアリング商社」

時代の一步先を行くモノづくりパートナーを目指し、  
当社のエンジニアリング機能を核として継続的な価値の提供により  
グローバルにお客様事業の成長と持続可能な社会の実現に貢献します。

バリュー

### Value

価値基準

#### 信頼

社内外の関係者と協調し、ステークホルダーからの期待や社会的責任と当社目標を一致させながら、やりがいに溢れ、個人が尊重され、成長を実感できる会社を目指します。

#### 成長

独自のエンジニアリング機能によるモノづくりへの貢献とともに、積極的な成長市場への投資・事業領域の拡大により継続的な成長を目指します。

#### 貢献

経営の透明性と会社の継続的な品質の向上を通じて、重要な社会課題に積極的に取り組むことで持続可能な社会の実現に貢献します。

株 主 各 位

証券コード 8059  
2025年6月3日  
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)  
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
**第一実業株式会社**  
代表取締役 社長執行役員 船 渡 雄 司

## 第102期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

以下の当社ウェブサイトにアクセスし、「第102期定時株主総会」の情報を閲覧ください。

当社ウェブサイト <https://www.djk.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」[縦覧書類/PR情報]を順に選択いただき、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報を閲覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



**なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、5ページのいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地（御茶ノ水ソラシティ1階）  
ソラシティカンファレンスセンター Room C  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項 報告事項 1. 第102期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）  
事業報告及び計算書類報告の件  
2. 第102期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）  
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件  
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する  
譲渡制限付株式付与のための報酬制度の決定の件  
第9号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式付与のための  
報酬制度の導入の件

#### 4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- 【事業報告】 ・ 業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 【連結計算書類】 ・ 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- 【計算書類】 ・ 株主資本等変動計算書、個別注記表
- 【監査報告書】 ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書

### 議決権の行使のご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法によりご行使いただくことができます。



#### 1. 株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



株主総会日時 **2025年6月24日（火） 午前10時**



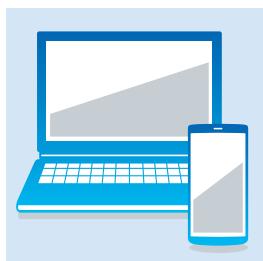
#### 2. 郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、折り返しご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ 詳細につきましては6ページをご参照ください。



行使期限 **2025年6月23日（月） 午後5時00分必着**



#### 3. インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>) にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細につきましては6・7ページをご参照ください。

行使期限 **2025年6月23日（月） 午後5時00分まで**

- ◎ 株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使書のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書  
第一実業株式会社 御中

株主番号 議決権行使回数 組

お願い  
1 ○○○○○○○○○○○  
2 ○○○○○○○○○○○  
3 ○○○○○○○○○○○

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者 を除く)	第4号議案 (右を除く)	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
賛否を 示す欄	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否	否	否

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

### 第1・2・5・6・7・8・9号議案

- 賛成の場合 ▶ 「**賛**」に○印
- 反対の場合 ▶ 「**否**」に○印

### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「**賛**」に○印
- 全員反対の場合 ▶ 「**否**」に○印
- 一部候補者に賛成の場合  
▶ 「**否**」に○印をし、賛成する候補者の番号を記入
- 一部候補者に反対の場合  
▶ 「**賛**」に○印をし、反対する候補者の番号を記入

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>



### 1 ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

--- ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ---

- 本サイトでの利用にあたっては、「ログイン」による議決権行使には1回の投票権を多くお預かりいただき、ご利用いただきを歓迎いたします。お申し込みの受付期間が満了となります。
- 議決権行使の際は、Webブラウザを閉じてください。

「次へすすむ」をクリック

### 2 ログイン

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

--- ログイン ---

- 本サイトで「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 「議決権行使コード」は議決権行使書に記載されたものです。
- 「ログイン」は1回の議決権行使権限を行使するためのものです。
- 「議決権行使コード」は1回限りしか使用できません。

「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

### 3 パスワードの入力

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

--- パスワード確認 ---

- パスワードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
- パスワードを間違えると、セッションがキャンセルされてしまいます。
- パスワードを間違えると、このセッションがキャンセルされてしまいます。

「パスワード」を入力  
「次へ」をクリック

### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けており、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び安定配当の継続等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 配当財産の種類 金銭

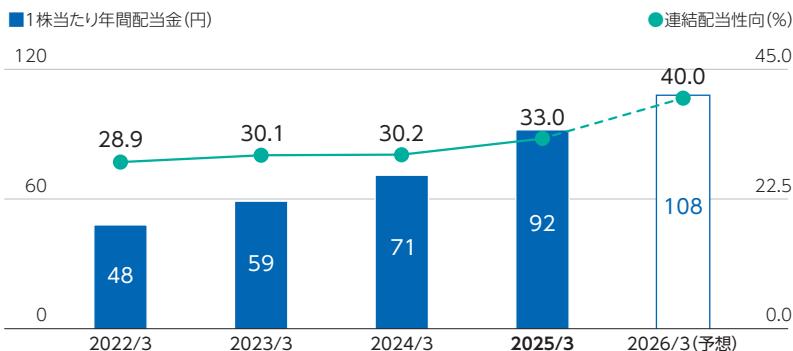
#### 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金51円 総額1,626,000,156円

すでに実施済みの中間配当金（1株につき41円）とあわせまして、年間配当金は1株につき92円（特別配当8円を含みます）、連結配当性向は33.0%となります。

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月25日

<ご参考> 配当の推移



- (注) 1. 2023年10月1日付で当社普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を実施したことを踏まえ、分割前の年度につきましても、当該分割が行われていたものとして表示しております。  
2. 2024年3月期の中間配当金には創立75周年の記念配当5円（株式分割考慮前15円）を含んでおります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

これに伴い、定款の一部を以下のとおり変更いたします。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものです。
- (2) 機動的な意思決定及び業務執行を行うことを可能とするため、取締役への権限委譲に関する規定を新設するものです（変更案第24条）。
- (3) 会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定を新設するものです（変更案第38条）。
- (4) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、現在、社外取締役を対象としている責任限定契約の締結対象範囲を、業務執行を行わない取締役に拡大するものです（変更案第27条）。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (5) 株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第14条を削除いたします。
- (6) 会社法の定めに応じた運営とするため、現行定款第19条及び現行定款第27条を削除いたします。
- (7) その他、上記の各変更に伴う条数の整備及び字句の修正など、所要の変更を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(※下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第6条 (自己株式の取得)</p> <p><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第9条 (条文省略)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第11条 (株式取扱規則)</p> <p>当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款に定めるもののほかは<u>取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (招集地)</p> <p><u>当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (株主名簿管理人)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第10条 (株式取扱規則)</p> <p>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款に定めるもののほかは<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

## 株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（招集及び議長）            総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集し議長となる。社長に事故ある場合は、取締役会の定めた他の取締役がこれに代る。</p> <p>第16条（条文省略）</p> <p>第17条（決議の方法）</p> <p>1. 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>第18条（議決権の代理行使）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. 前項の代理人は、総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条（議事録）  <u>総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印し、当会社に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第20条（条文省略）</p> <p>第21条（員数）            当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第13条（招集及び議長）  <u>株主総会</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集し議長となる。社長に事故ある場合は、取締役会の定めた他の取締役がこれに代る。</p> <p>第14条（現行どおり）</p> <p>第15条（決議の方法）</p> <p>1. <u>株主総会</u>の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>第16条（議決権の代理行使）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 前項の代理人は、<u>株主総会</u>毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第17条（現行どおり）</p> <p>第18条（員数）</p> <p>1. <u>当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>は、9名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（選任）</p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によってこれを<u>選任する</u>。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>3. （条文省略）</p> <p>第23条（任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第24条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第19条（選任）</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する</u>。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>第20条（任期）</p> <p>1. 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する</u>。</p>

## 株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>	<p>2. 取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>
<p>第25条（招集及び議長）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条（招集及び議長）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条（決議の方法）</p> <p>1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数を以てこれを行う。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>第23条（決議の方法）</p> <p>1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数を以てこれを行う。</p> <p>2. （現行どおり）</p>
<p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>第24条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
	<p>第25条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほかは取締役会の定める取締役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条（議事録）  <u>取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領、その結果及びその他の事項を書面又は電磁的記録を以て議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行い、当会社に保存する。</u></p> <p>第28条（報酬等）  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条（社外取締役との責任限定契約）  <u>当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第30条（監査役及び監査役会）  <u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>第31条（員数）  <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第32条（選任）  <u>1. 監査役は、株主総会の決議によってこれを選任する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第26条（報酬等）  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条（取締役との責任限定契約）  <u>当会社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>第28条（監査等委員会の設置）  <u>当会社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

## 株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を以てこれを行う。</p>	(削除)
<p>3. 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	(削除)
<p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削除)
<p>第33条（任期）</p>	(削除)
<p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>	(削除)
<p>第34条（常勤の監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第29条（常勤の監査等委員） 監査等委員会の決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条（招集）</p> <p>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第36条（決議の方法）</p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を以てこれを行う。</p> <p>第37条（議事録）</p> <p>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領、その結果及びその他の事項を書面又は電磁的記録を以て議事録を作成し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名を行い、当会社に保存する。</p> <p>第38条（報酬等）</p> <p>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第39条（社外監査役との責任限定契約）</p> <p>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第30条（招集）</p> <p>1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第31条（決議の方法）</p> <p>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数を以てこれを行う。</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第32条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほかは監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条～第42条 (条文省略)	第33条～第35条 (現行どおり)
第43条 (報酬等)	第36条 (報酬等)
会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第44条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(新設)	第38条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
第45条 (剰余金の配当)	第39条 (剰余金の配当の基準日)
当社は、 <u>定時株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u>	1. <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(新設)	2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
(新設)	3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第46条 (中間配当)</u>  <u>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当 (以下中間配当という。) を行うことができる。</u></p> <p><u>第47条 (除斥期間)</u>  <u>剰余金の配当及び中間配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u>  (新設)  (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第40条 (配当金の除斥期間等)</u>  1. <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u>  2. <u>前項の金銭には利息はつけないものとする。</u></p> <p>附則  <u>2025年6月開催の第102期定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む) の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。また、現在の取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く）9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1 <span>再任</span>	宇野 一郎	代表取締役 会長執行役員	14回／14回 (100%)
2 <span>再任</span>	船渡 雄司	代表取締役 社長執行役員	14回／14回 (100%)
3 <span>再任</span>	府川 治	取締役 常務執行役員	14回／14回 (100%)
4 <span>再任</span>	上野 雅敏	取締役 常務執行役員	14回／14回 (100%)
5 <span>新任</span>	大槻 信二	常務執行役員	— —
6 <span>新任</span>	岡田 尚一郎	常務執行役員	— —
7 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>	坂本 嘉和	社外取締役	14回／14回 (100%)
8 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>	山田 奈美香	社外取締役	14回／14回 (100%)
9 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>	中山 和夫	社外取締役	14回／14回 (100%)

(注) 取締役会の開催回数につきましては、書面決議による開催を含んでおりません。

候補者番号

1

再任



う の いちろう  
**宇野 一郎**

(1959年11月12日生)

所有する当社の株式数

45,600株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

9年0カ月 (本株主総会終結時)

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社  
2013年 4月 執行役員大阪事業本部長兼大阪支店長  
2014年 4月 執行役員、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. 取締役社長  
2016年 6月 常務取締役  
2017年 4月 代表取締役社長  
2022年 4月 代表取締役社長執行役員  
2025年 4月 代表取締役会長執行役員CEO (現任)

### 選任の理由

同氏は、化学プラント業界を主軸とした長年の営業経験に加え、米国子会社の社長等の要職を経て、2017年4月からは、代表取締役として重要な意思決定や業務執行の監督を担い、グループ全体の企業価値向上に向けて、強いリーダーシップを発揮してまいりました。  
このような実績を踏まえ、同氏は、経営諸課題を解決するための高い能力を有し、今後とも企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

再任



ふな わたり ゆう じ  
**船渡 雄司**

(1963年12月7日生)

所有する当社の株式数

14,800株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

2年0カ月 (本株主総会終結時)

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社  
1997年10月 海外本部ロンドン支店長  
2012年 7月 DJK EUROPE GMBH Managing Director  
2017年 4月 執行役員ファーマ事業本部長  
2019年 4月 執行役員、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. 取締役社長  
2021年 4月 常務執行役員  
2023年 4月 常務執行役員CSuO  
2023年 6月 取締役常務執行役員CSuO  
2024年 4月 取締役専務執行役員CSuO  
2025年 4月 代表取締役社長執行役員COO (現任)  
(内部監査部、関係会社管掌)

### 選任の理由

同氏は、産業機械業界及びエレクトロニクス業界を主軸とした長年の営業経験に加え、海外子会社の社長等の要職を歴任し、グローバルな事業運営において重要な役割を果たしてまいりました。  
また、2023年4月からは、CSuO (Chief Sustainability Officer) として、企業の社会的責任と環境へ配慮した持続可能なビジネスを推進してまいりました。  
2025年4月にCOO (Chief Operating Officer) に就任し、会社全体の業務執行を統括しており、今後とも企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

再任



ふ かわ おさむ  
**府川 治**

(1968年5月28日生)

所有する当社の株式数

19,000株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

4年0カ月 (本株主総会最終時)

候補者番号

4

再任



うえ の まさとし  
**上野 雅敏**

(1962年9月23日生)

所有する当社の株式数

21,400株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

6年0カ月 (本株主総会最終時)

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 当社入社  
 2006年 4月 DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. Director  
 2008年 4月 DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. General Manager  
 2010年 10月 DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. Secretary & Treasurer  
 2013年 4月 管理本部財務部長  
 2015年 10月 経理本部部長代理  
 2019年 4月 執行役員管理本部長  
 2020年 4月 執行役員経理本部長  
 2021年 4月 常務執行役員CFO兼経理本部長  
 2021年 6月 常務取締役常務執行役員CFO兼経理本部長  
 2022年 4月 取締役常務執行役員CFO兼経理本部長  
 2024年 4月 取締役常務執行役員CFO (現任)  
 (経理本部、総務本部、企画管理部、コーポレートコミュニケーション部担当)

### 選任の理由

同氏は、管理部門や海外駐在を中心とした長年の経験を通じ、国内外の財務、会計、法務及びリスクマネジメントといったコーポレート全般の幅広い分野において、卓越した専門知識を有しております。これらの知見を基盤として当社の持続的成長に貢献してきた実績に加え、CFOとして財務戦略の立案及び実行を通じて発揮されたリーダーシップを踏まえ、今後とも企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社  
 2003年 4月 精機営業本部電精ファインデバイス第一部長  
 2008年 10月 PFSC統括事業本部部長代理  
 2013年 4月 執行役員エレクトロニクス事業本部長  
 2019年 6月 常務取締役  
 2022年 4月 取締役常務執行役員  
 2023年 4月 取締役常務執行役員CDO  
 2025年 4月 取締役常務執行役員CSO (現任)  
 (経営企画本部、デジタルイノベーションセンター、ERM室担当)

### 選任の理由

同氏は、エレクトロニクス業界や海外駐在を中心とした長年の経験を通じ、国内外での事業拡大に大きく貢献するとともに、取締役として重要な意思決定や業務執行の監督を担い、当社の成長を牽引してまいりました。2023年4月からは、CDO (Chief Digital Officer) を務め、当社の経営戦略に大きく寄与してまいりました。2025年4月からは、CSO (Chief Strategy Officer) として中長期的なコーポレート戦略の立案及び実行を進めており、今後とも企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

新任



おお つき しん じ  
**大槻 信二**

(1967年6月6日生)

所有する当社の株式数

14,200株

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社  
2000年10月 DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD. General Manager  
2003年 4月 DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC. Managing Director  
2004年 4月 DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC. President  
2005年10月 DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD. Managing Director  
2015年10月 エレクトロニクス事業本部本部長代理  
2019年 4月 執行役員エレクトロニクス事業本部長  
2022年 4月 上席執行役員エレクトロニクス事業本部長  
2023年 4月 常務執行役員  
2025年 4月 常務執行役員CSO (現任)  
(エレクトロニクス事業、アジアエリア、インドエリア担当)

#### 選任の理由

同氏は、エレクトロニクス業界を主軸とした長年の営業経験をもち、アジア子会社の社長、エレクトロニクス事業本部長等の要職に就き、国内外市場における事業基盤の強化と拡充をリードするとともに、当社の持続的成長に貢献してまいりました。これらの豊富な実績と経験をもとに、2025年4月からは、CSO (Chief Strategy Officer) として中長期的な事業戦略の立案及び実行を進めており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

新任



おか だ しゅう いち ろう  
**岡田 尚一郎**

(1967年3月31日生)

所有する当社の株式数

15,720株

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社  
2005年10月 中国本部香港支店長  
2007年10月 第一實業 (香港) 有限公司 総経理  
2010年 4月 上海一実貿易有限公司 自動車プラスチック環境機械統括部長  
2012年 4月 上海一実貿易有限公司 自動車プラスチック事業部長  
2014年10月 大阪事業本部産業機械統括部長  
2017年 4月 産業機械事業本部本部長代理  
2019年 4月 執行役員産業機械事業本部長  
2022年 4月 上席執行役員産業機械事業本部長  
2023年 4月 常務執行役員  
2025年 4月 常務執行役員CSO (現任)  
(産業機械事業、航空・インフラ事業、中国エリア担当)

#### 選任の理由

同氏は、産業機械業界及び自動車業界を主軸とした長年の営業経験と海外駐在経験をもち、産業機械事業本部長等の要職に就き、国内外市場における事業基盤の強化と拡充をリードするとともに、当社の持続的成長に貢献してまいりました。これらの豊富な実績と経験をもとに、2025年4月からは、CSO (Chief Strategy Officer) として中長期的な事業戦略の立案及び実行を進めており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

## 株主総会参考書類

候補者番号

7

再任

社外

独立役員



さか もと よし かず

坂本 嘉和

(1956年6月10日生)

所有する当社の株式数

800 株

取締役会への出席状況

14回 / 14回 (100%)

取締役在任期間

10年0 カ月 (本株主総会終結時)

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1975年 4月 東京国税局入局
- 2010年 7月 石田税務会計事務所勤務
- 2010年 9月 税理士登録  
坂本嘉和税理士事務所 (現 坂本・小山税務会計事務所) 勤務 (現任)
- 2015年 6月 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)  
税理士

### 選任の理由及び期待される役割

同氏は、税理士として財政、金融、税務等に関する豊富な経験と識見を有しており、当社の会社経営の品質向上に対する適切な助言及び監督をいただいております。今後も、独立した立場から経営に対する適切な監督機能を発揮し、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

再任

社外

独立役員



やま だ な み か

山田 奈美香

(1989年5月19日生)

所有する当社の株式数

0 株

取締役会への出席状況

14回 / 14回 (100%)

取締役在任期間

5年0 カ月 (本株主総会終結時)

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2018年12月 弁護士登録
- 2019年 1月 宏和法律事務所入所
- 2019年 5月 文部科学省コンプライアンスチーム支援メンバー (現任)
- 2019年 6月 公益財団法人全日本柔道連盟  
コンプライアンスホットライン窓口 (現任)
- 2020年 6月 当社取締役 (現任)
- 2021年 1月 山田・尾崎法律事務所入所 (現任)

(重要な兼職の状況)  
弁護士

### 選任の理由及び期待される役割

同氏は、弁護士として企業法務に関する幅広い知見を有しており、コンプライアンス等に関する柔軟かつ適切な助言及び指導をいただいております。今後も、独立した立場から経営に対する適切な監督機能を発揮し、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

再任

社外

独立役員



なか やま かず お

中山 和夫

(1957年2月2日生)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任期間

2年0カ月 (本株主総会終結時)

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 三井物産株式会社入社  
2006年 4月 同社プロジェクト業務部長  
2008年 6月 同社アジア・大洋州本部C.A.O兼アジア・大洋州三井物産株式会社S.V.P (在シンガポール)  
2012年 4月 同社執行役員食糧本部長  
2014年 4月 同社常務執行役員食糧本部長  
2015年 6月 JA三井リース株式会社代表取締役副社長執行役員  
2020年 6月 同社顧問  
2021年 3月 井関農機株式会社社外取締役  
2023年 6月 当社取締役 (現任)

## 選任の理由及び期待される役割

同氏は、総合商社等における経営経験に加え、海外事業にも精通し、国内外の多岐に渡る業界の豊富な知見を有しており、当社グループに対しても、外部の客観的かつ実践的な視点から有益な助言及び指導をいただいております。今後も、独立した立場から経営に対する適切な監督機能を発揮し、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献いただくことが期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

### 【取締役候補者各氏に関する特記事項】

- 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補償することとしております。候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 【社外取締役候補者各氏に関する特記事項】

- 坂本嘉和氏、山田奈美香氏及び中山和夫氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同3氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、原案どおり選任された場合には引き続き独立役員となる予定であります。
- 当社は、坂本嘉和氏、山田奈美香氏及び中山和夫氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。同3氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、畠中奈美香であります。
- 山田奈美香氏は、当社が法律顧問契約を締結している山田秀雄弁護士が主宰する山田・尾崎法律事務所にも所属しておりますが、同事務所に対する2025年3月期の弁護士報酬の支払額は、金額として1,000万円を超えず、当社並びに同事務所双方の売上高に占める割合は、1%未満であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数／ 取締役会	出席回数／ 監査役会
1	新任	とよ いずみ 豊泉 隆宏	監査役	11回／11回 (100%)	11回／11回 (100%)
2	新任 社外 独立役員	こ やま 小山 充義	社外監査役	14回／14回 (100%)	16回／16回 (100%)
3	新任 社外 独立役員	お の あ き こ 小野 亜希子	社外監査役	11回／11回 (100%)	11回／11回 (100%)

(注) 1. 取締役会の開催回数につきましては、書面決議による開催を含んでおりません。

2. 豊泉隆宏氏と小野亜希子氏の取締役会及び監査役会の出席状況は2024年6月の監査役就任以降の状況を記載しております。

候補者番号

1

新任



とよ いずみ たか ひろ

豊泉 隆宏

(1965年7月6日生)

所有する当社の株式数

11,600株

取締役会への出席状況

11回／11回(100%)

監査役会への出席状況

11回／11回(100%)

監査役在任期間

1年0カ月(本株主総会最終時)

候補者番号

2

新任

社外

独立役員



こ やま みつ よし

小山 充義

(1962年8月10日生)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

14回／14回(100%)

監査役会への出席状況

16回／16回(100%)

監査役在任期間

9年0カ月(本株主総会最終時)

## 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社  
2006年 4月 DAIIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. General Manager  
2013年 4月 管理本部国際業務部長  
2016年 1月 DAIIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. Secretary & Treasurer  
2018年 7月 総務本部本部長代理  
2019年 4月 管理本部副本部長  
2020年 4月 総務本部長  
2021年 4月 執行役員総務本部長  
2022年 4月 上席執行役員総務本部長  
2024年 6月 常勤監査役(現任)

### 選任の理由

同氏は、産業機械を主軸とした長年の営業経験に加え、海外駐在経験を通じた豊かな国際感覚を有しております。また、総務本部長として、総務・人事・リスクマネジメントなどのコーポレート部門を統括し、経営基盤の強化にも貢献してまいりました。2024年6月からは、常勤監査役として監査業務を通じ、当社の健全な発展と社会的信頼の向上に努めており、当社事業への深い理解と経験があることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。

## 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月 東京国税局入局  
2015年 9月 税理士登録  
小山税理士事務所(現 坂本・小山税務会計事務所)開設(現任)  
2016年 6月 当社監査役(現任)  
2022年12月 ホテルマネジメントインターナショナル株式会社社外監査役(現任)  
2023年 1月 株式会社イトーキ社外監査役

(重要な兼職の状況)

税理士  
ホテルマネジメントインターナショナル株式会社社外監査役

### 選任の理由及び期待される役割

同氏は、税理士として豊富な経験と財務及び会計に関する高い知見を有しております。2016年6月より社外監査役として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく寄与されてきました。こうした実績を踏まえ、今後は監査等委員である社外取締役として経営の監督強化に貢献いただくことを期待しております。同氏は、過去に他社の社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

新任

社外

独立役員



おの あきこ  
**小野 亜希子**

(1973年6月9日生)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

11回 / 11回 (100%)

監査役会への出席状況

11回 / 11回 (100%)

監査役在任期間

1年0カ月 (本株主総会終結時)

## 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1995年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所  
1999年 5月 公認会計士登録  
2002年 9月 中島公認会計士事務所代表  
2005年 9月 株式会社ブレインリンクディレクター  
2008年 4月 G C A サヴィアングループ株式会社バイスプレジデント  
2011年 1月 株式会社アットストリーム出向 (マネージャー)  
2013年 6月 小野公認会計士事務所代表 (現任)  
2022年 5月 株式会社スクロール社外取締役 (監査等委員) (現任)  
2024年 6月 当社監査役 (現任)  
2025年 3月 合同会社ブレインリンク代表社員 (現任)

(重要な兼職の状況)

公認会計士  
株式会社スクロール社外取締役 (監査等委員)  
合同会社ブレインリンク代表社員

## 選任の理由及び期待される役割

同氏は、公認会計士として豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い知識を有しております。2024年6月より社外監査役として客観的かつ専門的見地からの助言及び適切な監査を行い、当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく寄与されてきました。こうした実績を踏まえ、今後は監査等委員である社外取締役として当社の経営の監督強化に貢献いただくことが期待できると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注)
- 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補償することとしております。監査等委員である取締役候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
  - 小山充義氏及び小野亜希子氏は、社外の監査等委員である取締役候補者であります。また、当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、原案どおり選任された場合には引き続き独立役員となる予定であります。
  - 当社は、小山充義氏及び小野亜希子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。両氏が原案どおり監査等委員である取締役として選任された場合には、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

<ご参考>

## 本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の取締役候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキル及び多様性は以下の表のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	本定時株主総会後 の地位 (予定)	経験業務・知識等						属性		
			企業経営・ 企業戦略	業界知見・ 営業・ マーケティング	国際性	財務・ 会計	法務・ リスク マネジメント	人材戦略	その他	性別	独立性
1	宇野 一郎	代表取締役 会長執行役員	●	●	●			●		男性	
2	船渡 雄司	代表取締役 社長執行役員	●	●	●			●		男性	
3	府川 治	取締役 常務執行役員			●	●	●	●		男性	
4	上野 雅敏	取締役 常務執行役員		●	●		●		●※1	男性	
5	大槻 信二	取締役 常務執行役員	●	●	●					男性	
6	岡田 尚一郎	取締役 常務執行役員	●	●	●					男性	
7	坂本 嘉和	取締役				●				男性	●
8	山田 奈美香	取締役					●			女性	●
9	中山 和夫	取締役	●		●				●※2	男性	●
10	豊泉 隆宏	監査等委員である 取締役			●		●	●		男性	
11	小山 充義	監査等委員である 取締役				●				男性	●
12	小野 亜希子	監査等委員である 取締役				●				女性	●

※1 テクノロジー・IT・DX  
 ※2 他業種知見

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おくだよしひこ 奥田芳彦 (1957年8月20日生)	1976年 4月 福岡国税局入局 2004年 7月 福岡国税不服審判所 国税副審判官 2006年 7月 小倉税務署 副署長 2009年 7月 税務大学校専門教育部 教授 2013年 7月 鹿屋税務署 署長 2015年 4月 東京国税不服審判所横浜支所 支所長 2017年 4月 高松国税不服審判所 所長 2018年 6月 税理士登録 奥田芳彦税理士事務所開設 2020年 3月 株式会社ミルボン 社外監査役就任（現任） 2020年 3月 株式会社SKMビジネス 取締役就任（現任） 2024年 7月 株式会社伊藤園 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	0株

- (注) 1. 奥田芳彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奥田芳彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 奥田芳彦氏は、税理士として財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有しております。かかる専門的知識・経験等を活かし、当社に対して有益な助言・提言を行うとともに、取締役の職務執行に対する監査及び監督を適切に遂行いただけるものと期待しております。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 奥田芳彦氏が正式に監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の範囲内で締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する。ただし、賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が承認され、かつ奥田芳彦氏が正式に監査等委員である社外取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 奥田芳彦氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、正式に監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として東京証券取引所に届出を行う予定であります。

## 第6号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月23日開催の第99期定時株主総会において、年額4億5,000万円以内（うち社外取締役分は2023年6月22日開催の第100期定時株主総会において、年額4,000万円以内）と定められ、また別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対しては、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会において、年額3,000万円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することをご承認いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、取締役の職務と責務の増大、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案するとともに、業績向上に対するインセンティブを一層高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額4億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額4,000万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、社外取締役が構成員の過半数を占めるガバナンス委員会の審議を経て、当社の取締役会の決議によるものとするにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を踏まえ、当社の事業規模、報酬水準、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決議されていることから、その内容は相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）は9名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### 【(ご参考) 報酬制度の概要】

#### 1. 役員報酬制度の概要

取締役の報酬は、①基本報酬（金銭による固定報酬）、②全社業績等に連動する賞与、③譲渡制限付株式による株式報酬で構成します。

#### 2. 各報酬の概要

##### ① 基本報酬（本議案の報酬額の対象）

役位毎の役割や責任を明確にし、それらに沿った金額を毎月一定額ずつ支給する金銭報酬です。

##### ② 賞与（本議案の報酬額の対象）

全社業績指標に係る賞与（以下「賞与A」と、中期経営計画の達成に資する指標等に係る賞与（以下「賞与B」）の2種類を支給します。賞与Aは連結業績の目標達成度に、賞与Bは中期経営計画の達成に資する指標等の達成度に基づいて、基準額の0%～130%で変動して支給する金銭報酬です。

##### ③ 株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。役割に応じて毎年一定額の株式を支給し、役員の退任時に譲渡制限が解除される設計です。

### 3. 報酬決定の手続き・方法

取締役（社外取締役を除く）の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、ガバナンス委員会が審議し、取締役会に答申します。取締役会は、ガバナンス委員会からの答申について審議し、報酬を決定します。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査役の報酬等は、2004年6月25日開催の第81期定時株主総会において、月額380万円以内と決議されておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額4,500万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、報酬水準、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定していることから、その内容は相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第8号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く） に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度の決定の件

当社は、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対して、年額3,000万円以内かつ発行又は処分をされる当社普通株式の総数を年30,000株以内（2023年10月1日付当社株式分割を考慮）の範囲における譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することをご承認いただき今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的として、支給対象者に社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「社外取締役」という）を追加するとともに、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」と別枠にて、年額1億円以内（うち、社外取締役分は年額1,000万円以内）とすることについてご承認をお願いするものであります。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものいたします。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という）は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社普通株式の総数を年100,000株以内（うち社外取締役分は年10,000株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、これによる当社普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結することを条件といたします。本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、その内容は相当であると考えております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

### 【(ご参考) 本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

#### (2) 退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 第9号議案

# 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度の導入の件

第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」が原案どおり承認可決されますと当社の監査等委員である取締役の報酬額は、年額4,500万円以内となりますが、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、監査等委員である取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額1,000万円以内といたします。また、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。また、監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、これによる当社普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度の決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件といたします。本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社普通株式の総数その他の本議案に基づく監査等委員である取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、半導体需要の回復、好調なインバウンド需要、価格転嫁の進展、雇用・所得環境の改善や設備投資が持ち直しつつあることなどから、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、地政学リスクの増大に加えて、関税引き上げなど米国における新政権の経済政策動向、原材料費・人件費といった各種コスト増大や物価上昇による消費マインドの低迷への懸念など、不安定な情勢を背景に依然として先行き不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社グループでは中期経営計画「MT2024」の最終年度にあたり、持続的成長を実現するため、「エンジニアリング機能の強化」「戦略的事業投資」「グローバル企業とのビジネス拡大」「DX強化」を着実に遂行してまいりました。

エンジニアリング機能の強化を目的に、人材の確保・育成に注力し、プロジェクト管理体制の充実を図りました。合わせて、多くの外国籍企業からの引き合いを獲得するなど、時流に沿った新しいビジネスモデルの確立に取り組み、成果を上げることができました。

また、全役職員が活躍できる環境づくりを目的とするプロジェクトを立ち上げ、女性活躍推進に取り組むことで、本業による経済的価値の創出に加え、社会的価値も高めながら企業価値の向上にも努めてまいりました。

この結果、業績は年度を通じて好調に推移し、当連結会計年度の売上高は、2,217億55百万円（前期比18.1%増）となりました。

利益面では、営業利益は131億3百万円（前期比44.1%増）、経常利益は135億97百万円（前期比51.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は88億41百万円（前期比18.5%増）となり、売上高、各段階利益とも昨年を引き続き過去最高となりました。

## 業績ハイライト

### 売上高

2,217億55百万円

前期比18.1% 

### 経常利益

135億97百万円

前期比51.0% 

### 営業利益

131億3百万円

前期比44.1% 

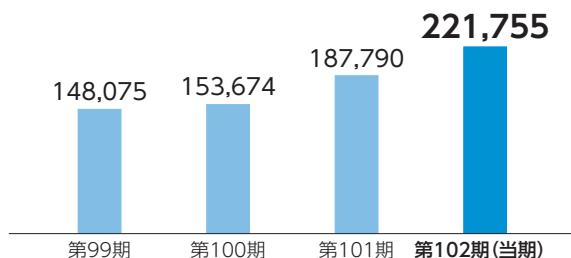
### 親会社株主に帰属する当期純利益

88億41百万円

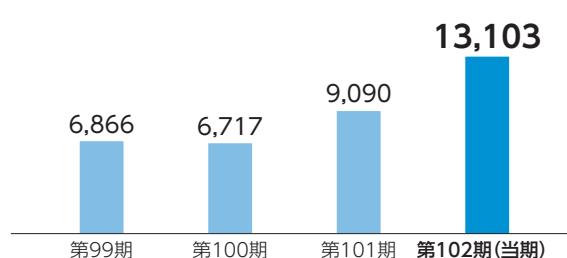
前期比18.5% 

## 業績の推移

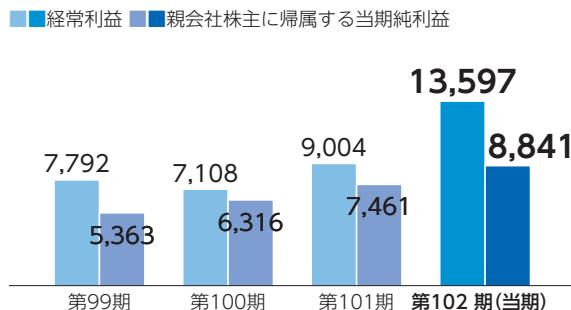
### 売上高 (百万円)



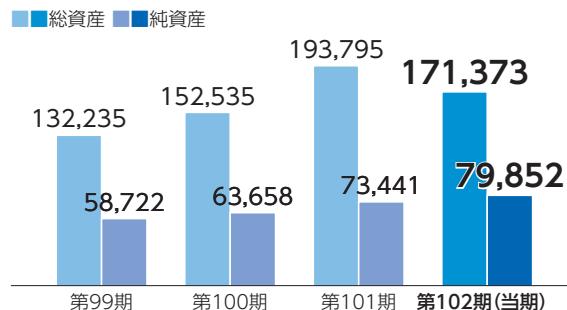
### 営業利益 (百万円)



### 経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



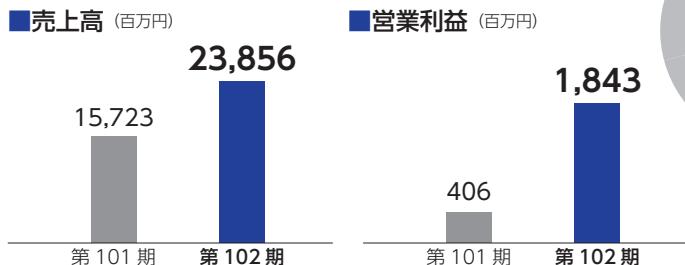
### 総資産／純資産 (百万円)



## セグメントの状況

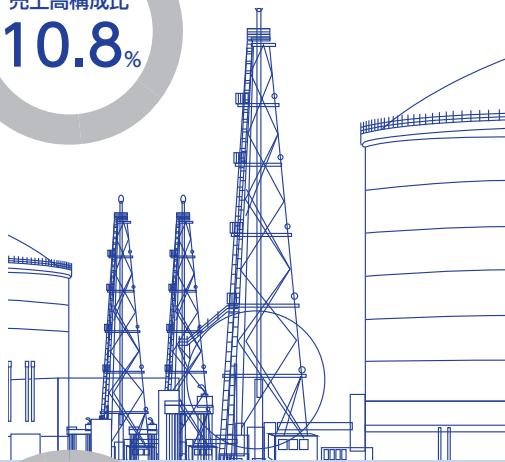


### プラント・エネルギー事業

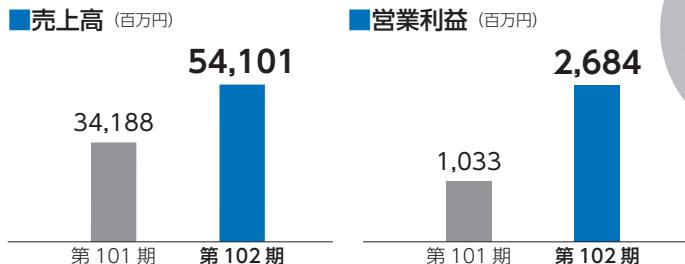


売上高構成比  
**10.8%**

国内外向けの各種プラント用設備やバイオマス発電所向け設備、地熱・天然ガス開発向け機材等の売上が大幅に増加したため、売上高は81億33百万円増加の238億56百万円（前期比51.7%増）となり、セグメント利益（営業利益）は14億36百万円増加の18億43百万円（前期比353.1%増）となりました。



### エナジーソリューションズ事業

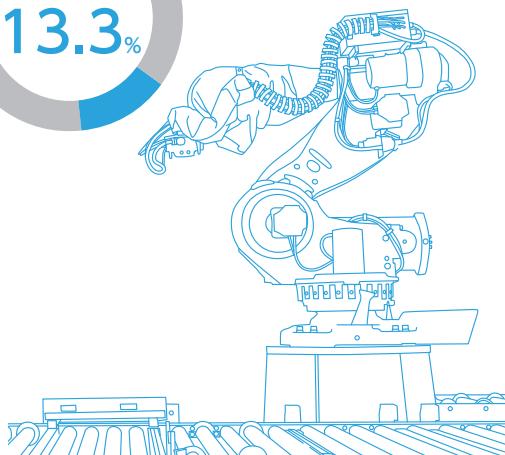
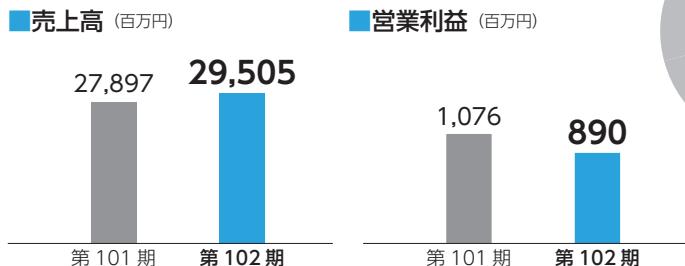


売上高構成比  
**24.4%**

海外向けのリチウムイオン電池製造設備等の大口案件の売上計上があったため、売上高は199億12百万円増加の541億1百万円（前期比58.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は16億51百万円増加の26億84百万円（前期比159.7%増）となりました。

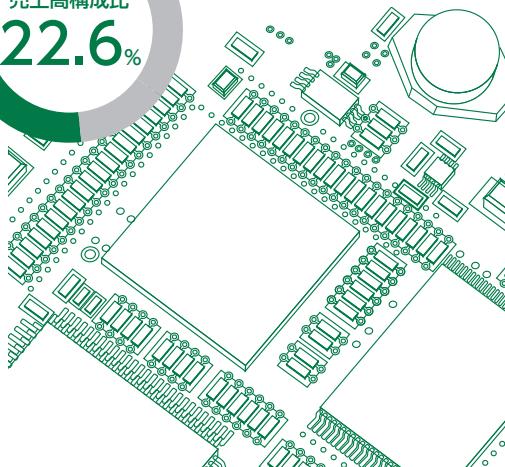
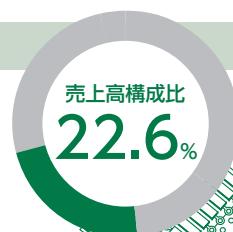
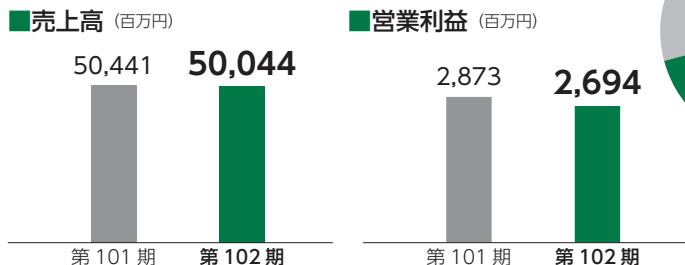


## 産業機械事業



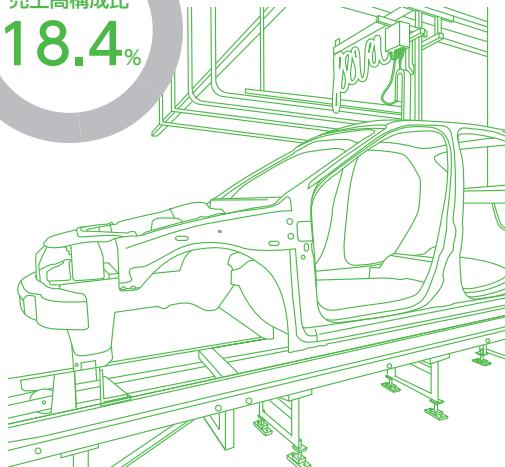
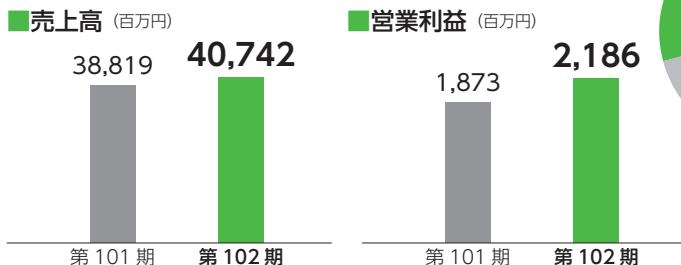
プラスチック製品・食品関連業界向けの成形機、塗装関連設備及び周辺機器、医療関連器具製造装置等の売上が増加したため、売上高は16億7百万円増加の295億5百万円（前期比5.8%増）となりましたが、粗利率の低下により、セグメント利益（営業利益）は1億85百万円減少の8億90百万円（前期比17.2%減）となりました。

## エレクトロニクス事業



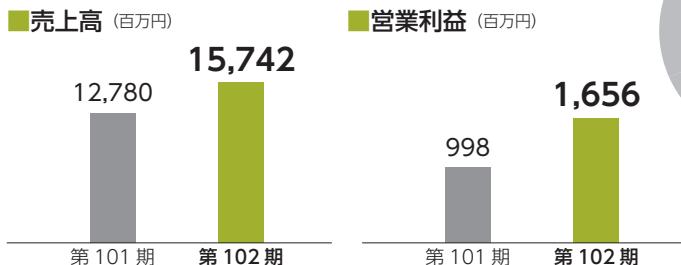
中国経済低迷の影響もあり、IT及びデジタル関連機器製造会社向けの電子部品製造関連設備等の販売が減少したため、売上高は3億97百万円減少の500億44百万円（前期比0.8%減）となり、セグメント利益（営業利益）は1億78百万円減少の26億94百万円（前期比6.2%減）となりました。

 自動車事業



自動車関連業界向けの自動組立ライン、塗装ライン、車載電子部品製造関連設備等の売上が増加したため、売上高は19億23百万円増加の407億42百万円（前期比5.0%増）となり、セグメント利益（営業利益）は3億12百万円増加の21億86百万円（前期比16.7%増）となりました。

 ヘルスケア事業

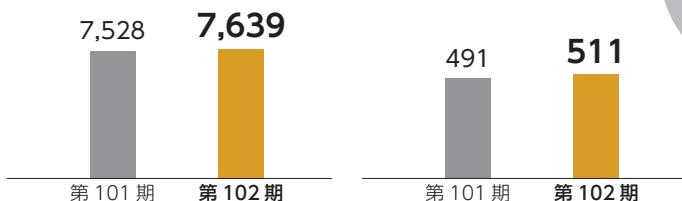


医療関連機器製造装置、錠剤印刷検査装置、自動包装ライン設備等の売上が増加したため、売上高は29億61百万円増加の157億42百万円（前期比23.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は6億58百万円増加の16億56百万円（前期比66.0%増）となりました。

## ✈️ 航空・インフラ事業

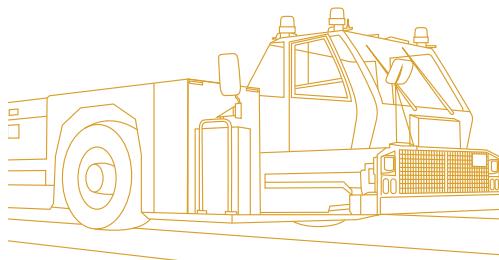
■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)



売上高構成比

3.4%



航空機地上支援機材及び空港施設関連機器等の売上が増加したため、売上高は1億10百万円増加の76億39百万円（前期比1.5%増）となり、セグメント利益（営業利益）は20百万円増加の5億11百万円（前期比4.1%増）となりました。

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資等はありません。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2024年7月1日付で当社の非連結子会社であった第一エンジニアリング株式会社を存続会社とし、当社の連結子会社であった株式会社ウエイブエンジニアリング及び当社の非連結子会社であった株式会社フロー・ダイナミックスを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で第一エンジニアリング株式会社を株式会社DJ-WAVEエンジニアリングへ商号変更しております。

### (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度における重要な持分又は新株予約権等の取得又は処分はありません。

## (6) 企業集団が対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費や設備投資が持ち直しつつあるものの、米国の関税措置の影響による景気減速が懸念され、今後の先行きが不透明な状況になっております。当社グループでは、こうした市場環境や顧客動向の変化を注視しつつ、マイナス要因の最小化を図ってまいります。

当社グループは、2030年のあるべき姿「次世代型エンジニアリング商社」の実現に向けて、2022年度から2030年度までを「創造」「成長」「飛躍」と3年ごとに3つのフェーズに位置付け、取り組んでおります。2025年度からスタートする新たな中期経営計画「MT2027」では、前中期経営計画でのテーマ「成長に向けた事業戦略」と「経営基盤の強化」をさらに深化させるとともに、利益成長と資本効率の一層の向上を目指します。その実現に向け、「成長を加速する事業戦略」と「変化に対応するレジリエントな経営基盤」をテーマに、「創造」フェーズで築いた基盤を活用しながら、持続可能な「成長」の実現を目指し、以下の目標に取り組んでまいります。

### I. 経営理念と成長戦略「V2030」(V:Vision)

#### Mission (果たすべき使命)

人をつなぎ、技術をつなぎ、世界を豊かに

#### Vision (あるべき姿)

##### 【次世代型エンジニアリング商社】

時代の一步先を行くモノづくりパートナーを目指し、当社のエンジニアリング機能を核として継続的な価値の提供によりグローバルにお客様事業の成長と持続可能な社会の実現に貢献します。

## Value（価値基準）

- 【信頼】社内外の関係者と協調し、ステークホルダーからの期待や社会的責任と当社目標を一致させながら、やりがいに溢れ、個人が尊重され、成長を実感できる会社を目指します。
- 【成長】独自のエンジニアリング機能によるモノづくりへの貢献とともに、積極的な成長市場への投資・事業領域の拡大により継続的な成長を目指します。
- 【貢献】経営の透明性と会社の継続的な品質の向上を通じて、重要な社会課題に積極的に取り組むことで持続可能な社会の実現に貢献します。

これら経営理念を実現させるため、6つの基本戦略と2030年度の目標を掲げております。

### 1. 「V2030」 基本戦略

- ① 積極的な投資
- ② PL経営＋BS経営
- ③ マルチステークホルダーを意識した経営
- ④ モノ売りから「モノ×コト」売り
- ⑤ グローバルの成長を取り込む
- ⑥ DX推進

### 2. 「V2030」 定量目標（連結）

売上高：300,000百万円、営業利益：18,000百万円、ROE：10%以上

※成長戦略「V2030」で掲げた営業利益目標125億円を前中期経営計画「MT2024」で達成したことを踏まえ、さらなる成長を目指し、営業利益及びROEに関する新たな目標を設定いたしました。

## Ⅱ. 新中期経営計画「MT2027」(MT:Medium-Term Business Plan)

定性目標

### 1. 成長を加速する事業戦略

- ① 事業ポートフォリオの最適化
- ② 事業投資の推進
- ③ グローバルビジネス拡大
- ④ エンジニアリング機能の拡充

### 2. 変化に対応するレジリエントな経営基盤

- ① 人的資本の価値向上
- ② 資本効率の最大化
- ③ ガバナンスとリスク管理の強化
- ④ DXでのイノベーションと競争力強化

実績及び定量目標 (連結)

区分	2024年度 (実績値)	2025年度 (計画値)	2026年度 (計画値)	2027年度 (計画値)
受注高	206,348 百万円	230,000 百万円	250,000 百万円	270,000 百万円
売上高	221,755 百万円	220,000 百万円	230,000 百万円	250,000 百万円
営業利益	13,103 百万円	12,000 百万円	13,000 百万円	15,000 百万円
経常利益	13,597 百万円	12,300 百万円	12,900 百万円	14,750 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	8,841 百万円	8,600 百万円	9,000 百万円	10,300 百万円
ROE	11.6 %		10%以上	

#### 配当方針（連結）

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。「V2030」の実現に向けた成長投資を含む今後の事業展開及び安定配当の継続等を総合的に勘案の上、親会社株主に帰属する当期純利益の40%の配当性向、又はDOE（株主資本配当率）4.0%のいずれか高い方を基準として、業績に応じた適正な配当を実施してまいります。

本計画を着実に遂行することで、すべてのステークホルダーに信頼される企業を目指します。また、社会的価値と経済的価値を同時に創出することで、2030年に掲げる「次世代型エンジニアリング商社」の実現に向けて邁進してまいります。

なお、役職員が法令はもとより社会的規範を遵守するため「第一実業株式会社行動規範」に則り行動し、企業としての社会的責任を果たすとともに社会に貢献していくことにも注力していく所存ですので、何卒倍旧のご支援のほどお願い申し上げます。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第99期 (2022年3月期)	第100期 (2023年3月期)	第101期 (2024年3月期)	第102期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受注高	154,702 百万円	244,296 百万円	203,986 百万円	206,348 百万円
売上高	148,075 百万円	153,674 百万円	187,790 百万円	221,755 百万円
営業利益	6,866 百万円	6,717 百万円	9,090 百万円	13,103 百万円
経常利益	7,792 百万円	7,108 百万円	9,004 百万円	13,597 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	5,363 百万円	6,316 百万円	7,461 百万円	8,841 百万円
1株当たり当期純利益	501.02 円	591.91 円	235.33 円	278.57 円
総資産	132,235 百万円	152,535 百万円	193,795 百万円	171,373 百万円
純資産	58,722 百万円	63,658 百万円	73,441 百万円	79,852 百万円
1株当たり純資産額	5,470.86 円	6,013.95 円	2,311.61 円	2,499.41 円

- (注) 1. 2023年10月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。第101期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第102期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しており、第102期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第99期 (2022年3月期)	第100期 (2023年3月期)	第101期 (2024年3月期)	第102期 (当事業年度) (2025年3月期)
受注高	128,244 百万円	185,868 百万円	164,621 百万円	162,672 百万円
売上高	121,701 百万円	122,212 百万円	150,783 百万円	179,213 百万円
営業利益	4,003 百万円	3,406 百万円	5,433 百万円	7,940 百万円
経常利益	4,879 百万円	5,244 百万円	7,292 百万円	10,347 百万円
当期純利益	3,610 百万円	5,029 百万円	6,524 百万円	7,868 百万円
1株当たり当期純利益	337.29 円	471.33 円	205.78 円	247.90 円
総資産	101,168 百万円	115,307 百万円	153,947 百万円	130,175 百万円
純資産	40,866 百万円	44,074 百万円	51,266 百万円	55,779 百万円
1株当たり純資産額	3,807.09 円	4,165.12 円	1,613.89 円	1,747.09 円

(注) 1. 2023年10月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。第101期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 第102期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しており、第102期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (8) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社第一メカテック	320百万円	100 %	機械等の技術開発・サービス
第一実業ビスウィル株式会社	100	100	外観検査装置の開発・製造・販売
株式会社DJ-WAVEエンジニアリング	90	100	各種プラント設備のプロセスシミュレーション・設計製作・調達・建設業務
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	US\$ 500千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
D J K E U R O P E G M B H	EUR 25千	100	産業用各種機械器具の販売
上海一実貿易有限公司	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(香港)有限公司	194	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(広州)貿易有限公司	HK\$ 19,485千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	394	100	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	THB 210,000千	100(49)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	THB 2,000千	49(49)	建設の請負
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	RM 1,500千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	PHP 9,675千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
P T. D J K I N D O N E S I A	US\$ 300千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	US\$ 760千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	INR 170,000千	100(100)	産業用各種機械器具の販売

(注) 1. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

2. DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.の持分は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものとあります。

### ② 企業結合の経過

当社は、2024年7月1日付で第一エンジニアリング株式会社を存続会社とする完全子会社間の吸収合併を行い、同社の商号を株式会社DJ-WAVEエンジニアリングへ変更しております。この組織再編により同社を連結の範囲に含めております。

### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は「①重要な子会社」に記載した17社であります。

当連結会計年度における当企業集団の売上高は2,217億55百万円（前期は1,877億90百万円）となりました。経常利益は135億97百万円（前期は90億4百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は88億41百万円（前期は74億61百万円）となりました。

### ④ 事業年度末日における特定完全子会社

該当事項はありません。

## (9) 主要な事業内容

当社の企業集団は、各種機械・器具・部品の販売及び各種機械・器具の賃貸等を主な内容とし、国内販売並びに輸出入を行っております。また、一部商品については、子会社が製造を行っております。

## (10) 主要な事業所

### ① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
支社	大阪、名古屋
支店	東北（仙台）、広島、福岡
出張所	富山
海外事業所	ソウル支店

### ② 子会社の主要な事業所

株式会社第一メカテック	埼玉県川口市
第一実業ビスウィル株式会社	大阪府吹田市
株式会社DJ-WAVEエンジニアリング	東京都千代田区
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	米国イリノイ州
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ合衆国ケレタロ州
DJK EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国ヘッセン州
上海一実貿易有限公司	中華人民共和国上海市
第一実業(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
第一実業(広州)貿易有限公司	中華人民共和国広東省広州市
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア国クアラルンプール
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	フィリピン共和国マカティ市
PT. DJK INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	インド共和国ハリヤナ州

## (11) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,467 名	+65 名

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤務年数
661 名	+38 名	40.5 才	11.3 年

## (12) 主要な借入先の状況

借入先	当期末借入残高
株式会社みずほ銀行	640 百万円
株式会社三井住友銀行	520
株式会社三菱UFJ銀行	420
株式会社りそな銀行	360

## 2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,759,200株 (自己株式を含む)
- (3) 株主数 4,776名 (前期末比 565名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比
株式会社UH Partners 2	3,039 <sup>千株</sup>	9.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,698	8.46
光通信株式会社	2,387	7.49
株式会社UH Partners 3	2,381	7.47
株式会社みずほ銀行	1,534	4.81
株式会社三井住友銀行	1,532	4.81
株式会社エスアイエル	1,384	4.34
株式会社三菱UFJ銀行	1,118	3.51
株式会社りそな銀行	1,015	3.18
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	949	2.97

(注) 持株比率は、自己株式 (877千株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	12,300 <sup>株</sup>	6 <sup>名</sup>
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 上記のほか、執行役員7名に対して譲渡制限付株式4,700株を付与しております。

## (6) その他株式に関する重要な事項

### ①社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分

当社は、2025年2月26日付の取締役会において、当社及び当社国内完全子会社の社員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることで、当社及び当社国内完全子会社の社員の経営参画意識を高めて、中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、社員持株会を通じて譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度を導入することを決定し、当社社員持株会を割当先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

本決議に基づき、2025年3月27日付けで、当社普通株式148,400株の自己株式の処分を行っております。なお、当該譲渡制限付株式は、2028年7月1日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとしております。

### ②自己株式の消却

当社は、2025年2月26日付の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、2025年3月26日付で、当社普通株式500,000株の自己株式の消却を実施いたしました。消却後の発行済株式の総数は32,759,200株であります。

### 3 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	2011年9月発行 新株予約権	2013年9月発行 新株予約権	2015年9月発行 新株予約権	2017年9月発行 新株予約権	2019年9月発行 新株予約権
新株予約権の数	3個	12個	12個	44個	68個
保有人数					
当社取締役	1名	3名	3名	4名	6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,800株	7,200株	7,200株	26,400株	40,800株
新株予約権の払込価額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2011年9月2日 ～ 2041年9月1日	2013年9月3日 ～ 2043年9月2日	2015年9月2日 ～ 2045年9月1日	2017年9月4日 ～ 2047年9月3日	2019年9月4日 ～ 2049年9月3日
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記2)	(別記3)	(別記4)	(別記5)

#### (別記1)

##### 新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2041年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### (別記2)

#### 新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2043年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### (別記3)

#### 新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2045年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### (別記4)

#### 新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2047年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記5)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2049年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

**(2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要**

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏名
代表取締役 社長執行役員	(内部監査部管掌)	宇野 一郎
代表取締役 専務執行役員	(関係会社管掌)	二宮 隆一
取締役 専務執行役員	(総務本部、経理本部、経営企画本部、デジタルイノベーションセンター、統合リスクマネジメント室管掌)	船渡 雄司
取締役 常務執行役員	(経営企画本部、デジタルイノベーションセンター)	上野 雅敏
取締役 常務執行役員	(プラント・エネルギー事業、ヘルスケア事業、エンジニアリング本部、大阪支社長)	丸本 靖
取締役 常務執行役員	(経理本部、企画管理部、コーポレートコミュニケーション部)	府川 治
取締役	税理士	坂本 嘉和
取締役	弁護士	山田 奈美香
取締役		中山 和夫
常勤監査役		* 豊泉 隆宏
監査役	税理士、ホテルマネジメントインターナショナル株式会社社外監査役	小山 充義
監査役	公認会計士、株式会社スクロール社外取締役 (監査等委員)、合同会社ブレインリンク代表社員	* 小野 亜希子

- (注) 1. 取締役のうち坂本嘉和氏、山田奈美香氏及び中山和夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち小山充義氏及び小野亜希子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の豊泉隆宏氏は、当社管理部門の主要な職責を歴任し、その職務経験が豊富であり、総務及び人事、リスク管理及びコーポレートの分野に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役の小山充義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役の小野亜希子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役の坂本嘉和氏、山田奈美香氏及び中山和夫氏、監査役の小山充義氏及び小野亜希子氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、畠中奈美香であります。
6. \*印を付した監査役は、2024年6月25日開催の第101期定時株主総会において選任され就任いたしました。
7. 2024年6月25日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役の川井昭宏氏、監査役の松宮俊彦氏は任期満了により退任いたしました。
8. 監査役の小山充義氏及び小野亜希子氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が

負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び国内外子会社の全取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### **(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等**

#### **① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は、取締役の報酬については、企業業績と企業価値の中長期的な向上を促すものとし、各役員の職責に見合った報酬体系としております。社外取締役を除く取締役には、役位、職責を主な考慮要素とした固定報酬と、会社業績の目標達成度に応じて変動する業績連動報酬及び株式報酬としての譲渡制限付株式報酬制度を併用し、社外取締役については、その職務の独立性という観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。社外取締役を除く取締役の報酬については、独立社外取締役が構成員の過半数を占める任意のガバナンス委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会が決定しております。

また、決定方針は取締役会で決議することとしております。

なお、取締役会は、当該答申の内容を尊重して決定していることから、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### **② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

当社は、監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、その職務の独立性という観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。また、各監査役の報酬は、独立性を担保する目的で監査役の協議により監査役会にて決定しております。

#### **③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月23日開催の第99期定時株主総会において年額4億50百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。また、2023年6月22日開催の第100期定時株主総会において社外取締役分は年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。

当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額30百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されて

おります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2004年6月25日開催の第81期定時株主総会において年額45百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ④業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して、全社業績に係る賞与（以下、「賞与A」）と、中期経営計画の達成に資する指標等に係る賞与（以下、「賞与B」）の2種類を支給いたします。

業績連動報酬（賞与A）の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益であります。また、連結営業利益を指標として選定した理由は、当社グループの本業から創出した利益を適正に反映する評価指標としてふさわしいと判断したためであり、親会社株主に帰属する当期純利益を指標として選定した理由は、成長に向けた投資の成果や株主還元の出発点となり、当社グループの最終業績に責任を負うという観点よりふさわしいと判断したためであります。

各取締役への支給額は、次の算式により計算いたします。

$$\text{各取締役への支給額} = \text{業績連動報酬（賞与A）の総額} \times 1 \\ \times (\text{各取締役の役位別係数} \times 2 / \text{役位別係数の合計})$$

※1 業績連動報酬（賞与A）の総額 = 89,760千円 × (連結営業利益の年度目標に対する達成度 × 75% + 親会社株主に帰属する当期純利益の年度目標に対する達成度 × 25%)

また、年度目標に対する達成度が130%を超える場合、いずれも130%として計算いたします。

※2 各取締役の役位別係数

役位	係数	員数	上限金額
代表取締役社長執行役員	100	1	28,670千円
代表取締役専務執行役員	74	1	21,216千円
取締役専務執行役員	65	1	18,635千円
取締役常務執行役員	56	3	16,055千円

(参考) 各指標の目標値

(単位：百万円)

指標	2025年3月期
連結営業利益	10,000
親会社株主に帰属する当期純利益	7,300

なお、当事業年度を含む連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項（7）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

### ⑤取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	429 (22)	261 (22)	139 (一)	28 (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	33 (11)	33 (11)	— (一)	— (一)	5 (3)

(注) 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式の内容及びその交付状況は「2. 株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。また、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴って廃止されたストック・オプションのうち、既に発行済みのストック・オプションの内容及びその付与状況については「3. 新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	坂本 嘉和氏	取締役会 14回開催のうち 14回	同氏は、国税局における長年にわたる経験を通して培われた、財政、金融、財務等に関する高い知見、識見に基づいて議案審議につき必要な発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬の透明性及び公正性の確保とガバナンス強化に関する事項を審議するガバナンス委員会の委員を務めております。
取締役	山田 奈美香氏	取締役会 14回開催のうち 14回	同氏は、弁護士として有する企業法務に関する幅広い知見に基づいて議案審議につき必要な発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬の透明性及び公正性の確保とガバナンス強化に関する事項を審議するガバナンス委員会の委員を務めております。
取締役	中山 和夫氏	取締役会 14回開催のうち 14回	同氏は、総合商社等における経営経験や異業界の知見に基づく客観的な視点から有益な助言や指導を行うなど、適切な役割を果たしております。また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬の透明性及び公正性の確保とガバナンス強化に関する事項を審議するガバナンス委員会の委員を務めております。
監査役	小山 充義氏	取締役会 14回開催のうち 14回 監査役会 16回開催のうち 16回	同氏は、税理士として有する財務及び会計に関する高い知見に基づいて議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	小野 亜希子氏	取締役会 11回開催のうち 11回 監査役会 11回開催のうち 11回	同氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、幅広い経験と高い識見に基づいて議案審議に必要な発言を行っております。

## ②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 60百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭等の合計額 60百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

また、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 子会社の監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、「内部統制基本方針」を制定（最終改定：2023年5月12日）しており、その内容は次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動指針、行動規範に則り、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 会社の業務執行が、全体として適正かつ健全に行われるため、取締役は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。また、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、必要あると認めたときは取締役に對し改善を助言又は勧告しなければならない。
- ③ 反社会的勢力への対応については、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底し、外部からの働きかけはリスク管理委員会において掌握し、その重大性の評価と検討を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

同規程に定める経営危機が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念を機軸に策定される中期経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行部門及び当社グループ会社において目標達成のために活動する。また、経営計画が、当初の予定どおり進捗しているか業績報告を通じ毎月チェックを行う。
- ② 取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び監査役に配布される体制をとる。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務執行役員以上によって構成される経営会議において審議を行い、取締役会の決定を経て執行する。
- ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期首に定める各取締役及び各執行役員の業務分掌において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

### (5) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範の社内への周知徹底を図る。
- ② 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、内部監査規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じて、社内各部署にて監査、研修を実施する。
- ③ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表取締役及び監査役に報告するものとする。

- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

## **(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、必要に応じて当社グループ会社会議を開催する。
- ② 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、すべての当社グループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎として当社グループ各社で関連諸規程を定める。
- ③ 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度による当社グループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- ④ 取締役は、当社グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、又はコンプライアンス上問題があると認められた場合には、代表取締役に報告するものとする。
- ⑤ 当社グループ会社を当社の内部監査部による監査対象とし、監査結果を当社代表取締役に報告する。

## **(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役は、内部監査部長に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査部の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない。
- ② 内部監査部長は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

## **(8) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制 その他監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、当社の監査役にその都度報告するものとする。
  - ・当社及び当社グループの内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - ・当社及び当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更

- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示事項の内容
  - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
  - ・社内稟議書、各種取引申請書及び監査役から要求された会議議事録
- ② 監査役は、必要に応じて当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、前号の報告を求めることができる。
  - ③ 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - ④ 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
  - ⑤ 監査役は、当社の会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。
  - ⑥ 監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないものとする。その旨を当社及び当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
  - ⑦ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は原則として月1回（当事業年度は14回）定期的に開催し、法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。

### (2) 監査役会

監査役会は当事業年度中16回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査を行い、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行いました。合わせて、社外取締役、会計監査人及び内部監査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めました。

なお、常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けて取締役、執行役員及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、月1回開催の全社営業会議や年4回開催の事業戦略会議及び進捗会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

### (3) コンプライアンス及び社内研修

当社は、当社役職員に対し、役職に応じてコンプライアンス教育を実施し、その促進に当たり、Eラーニングや社内研修を通じて法令、定款及び社内ルールを遵守する取り組みを行っております。

### (4) 内部統制及び内部監査部

内部監査部は、当社の行動規範、内部監査規程、リスク管理規程及びその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び主要子会社の業務監査、内部統制監査を定期的を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。  
株式数は単位未満、持株比率は小数点第2位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>149,940</b>	<b>流動負債</b>	<b>87,777</b>
現金及び預金	35,960	支払手形及び買掛金	31,977
受取手形、売掛金及び契約資産	37,631	短期借入金	2,220
電子記録債権	14,048	未払金	9,436
商品及び製品	22,216	未払法人税等	1,917
仕掛品	1,716	前受金	36,565
原材料及び貯蔵品	881	製品保証引当金	165
前渡金	26,950	賞与引当金	1,548
未収入金	9,173	役員賞与引当金	181
その他	1,467	受注損失引当金	736
貸倒引当金	△105	その他	3,028
<b>固定資産</b>	<b>21,433</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,743</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,343</b>	繰延税金負債	2,523
建物	3,014	役員退職慰労引当金	32
機械装置及び運搬具	1,200	退職給付に係る負債	562
工具、器具及び備品	1,573	その他	625
土地	527	<b>負債合計</b>	<b>91,521</b>
E S C O事業資産	132	<b>純資産の部</b>	
太陽光発電事業資産	770	<b>株主資本</b>	<b>70,826</b>
賃貸用資産	770	<b>資本金</b>	<b>5,105</b>
建設仮勘定	30	<b>資本剰余金</b>	<b>3,787</b>
減価償却累計額	△4,677	<b>利益剰余金</b>	<b>62,792</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,087</b>	<b>自己株式</b>	<b>△858</b>
ソフトウェア	951	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,860</b>
のれん	953	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>3,854</b>
その他	182	<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>564</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,002</b>	<b>為替換算調整勘定</b>	<b>4,268</b>
投資有価証券	12,709	<b>退職給付に係る調整累計額</b>	<b>172</b>
退職給付に係る資産	1,232	<b>新株予約権</b>	<b>78</b>
繰延税金資産	672	<b>非支配株主持分</b>	<b>86</b>
その他	1,547	<b>純資産合計</b>	<b>79,852</b>
貸倒引当金	△158		
<b>資産合計</b>	<b>171,373</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>171,373</b>

## 連結損益計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		221,755
売上原価		183,984
<b>売上総利益</b>		<b>37,771</b>
販売費及び一般管理費		24,668
<b>営業利益</b>		<b>13,103</b>
営業外収益		
受取利息	142	
受取配当金	644	
仕入割引	168	
補助金収入	79	
その他	205	1,240
営業外費用		
支払利息	42	
支払手数料	109	
為替差損	536	
その他	57	746
<b>経常利益</b>		<b>13,597</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	186	186
特別損失		
投資有価証券評価損	106	
投資有価証券売却損	0	107
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>13,676</b>
法人税、住民税及び事業税	3,863	
法人税等調整額	932	4,795
<b>当期純利益</b>		<b>8,881</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		39
親会社株主に帰属する当期純利益		8,841

連結株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,842	百万円 56,753	百万円 △1,508	百万円 64,191
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,728		△2,728
親会社株主に帰属する当期純利益			8,841		8,841
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		238		161	400
自己株式の消却		△489		489	—
自己株式処分差損の振替		196	△196		—
連結範囲の変動			122		122
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△54	6,038	650	6,634
2025年3月31日残高	5,105	3,787	62,792	△858	70,826

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額			
2024年4月1日残高	百万円 4,563	百万円 876	百万円 3,266	百万円 420	百万円 78	百万円 44	百万円 73,441
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,728
親会社株主に帰属する当期純利益							8,841
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							400
自己株式の消却							－
自己株式処分差損の振替							－
連結範囲の変動							122
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△708	△311	1,002	△248	－	41	△224
連結会計年度中の変動額合計	△708	△311	1,002	△248	－	41	6,410
2025年3月31日残高	3,854	564	4,268	172	78	86	79,852

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社 17社

(株)第一メカテック、第一実業ビスウィル(株)、(株)DJ-WAVEエンジニアリング、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.、DJK EUROPE GMBH、上海一実貿易有限公司、第一実業(香港)有限公司、第一実業(広州)貿易有限公司、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.、DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.、DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.、DAIICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.、DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.、PT. DJK INDONESIA、DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.、DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.

当連結会計年度より、当社の非連結子会社であった第一エンジニアリング(株)を存続会社とし、当社の連結子会社であった(株)ウェイブエンジニアリング及び当社の非連結子会社であった(株)フロー・ダイナミックスを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で第一エンジニアリング(株)は(株)DJ-WAVEエンジニアリングへ商号変更しております。この組織再編により(株)DJ-WAVEエンジニアリングは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、当社の連結子会社であったDC ENERGY GMBHは、連結子会社であるDJK EUROPE GMBHを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

プラントデジタルエックス(株)、一貫股份有限公司

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の各合計は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

関連会社 1社

(株)浅野研究所

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

プラントデジタルエックス(株)、一貫股份有限公司

関連会社

第一スルザー(株)

(3) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はいずれも小規模会社であり、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりませんので持分法を適用していません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.、上海一実貿易有限公司及び第一実業(広州)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. 建物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	2～50年
機	械 装 置 及 び 運 搬 具	2～26年
工	具、器 具 及 び 備 品	2～20年

## 連結計算書類

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

□. E S C O事業資産

E S C O事業資産は、当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 太陽光発電事業資産

太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。

二. 賃貸用資産

主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

イ. ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの主な耐用年数は3～5年であります。

□. のれん

のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）にわたり均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当連結会計年度末における回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員、執行役員及び使用人兼務役員（使用人分）に支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役を支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退任時の退職慰労金の支出に備えるため、退職慰労金のうち内規に基づき算定された当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しております。

⑥ 製品保証引当金

商品及び製品の販売契約において、欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、商品及び製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。また、当該保証義務に伴う費用支出に備えるため、売上高に連結会計年度ごとの実績率を乗じて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、プラント・エネルギー事業、エナジーソリューションズ事業、産業機械事業、エレクトロニクス事業、自動車事業、ヘルスケア事業、航空・インフラ事業に係る商品及び製品を取り扱っておりますが、これらの商品及び製品の販売については、引渡又は検収時点で顧客が当該商品や製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品や製品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。ただし、輸出入取引においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、主にプラント・エネルギー事業の一部取引において、契約内容から当社の役割が代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っております。

一方、主にエナジーソリューションズ事業の一部取引における長期請負工事契約については、履行義務が充足される一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びインセンティブ等を控除した金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### ① 退職給付に係る会計処理の方法

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

#### ② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

#### ③ 重要なヘッジ会計の方法

##### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

##### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建債権債務及び外貨建予定取引

##### ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

##### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

#### (会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

#### 退職給付債務及び費用(退職給付に係る資産)

- ・当連結会計年度計上額 1,232百万円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

退職給付債務及び費用に関する見積りや前提条件については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ①退職給付に係る会計処理の方法」をご参照ください。

退職給付債務計算に使用する割引率は、現在利用可能で、かつ、年金給付の支払期日までの間利用可能と予想される優良債券の利回りなどを考慮して決定しております。年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び将来予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して決定しております。

使用した前提条件と方法は適切であると判断しておりますが、これらの前提条件には管理不能な不確実性が含まれているため、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は、前提条件の変更がある場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結計算書類

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	1,243百万円
売掛金	35,758百万円
契約資産	623百万円

2. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	2,000百万円
差引額	8,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 221,665百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
	株	株	株	株
発行済株式 普通株式	33,259,200	—	500,000	32,759,200
自己株式 普通株式	1,541,829	415	665,400	876,844

- (注) 1. 発行済株式の株式数の減少500,000株は、自己株式の消却によるものであります。  
 2. 自己株式の株式数の増加415株は、単元未満株式の買取りによるものであります。  
 3. 自己株式の株式数の減少665,400株の内訳は、自己株式の消却による減少500,000株、社員持株会向け譲渡制限付株式交付に伴う自己株式の処分による減少148,400株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少17,000株であります。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,427	45.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	1,301	41.00	2024年9月30日	2024年11月28日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
		百万円		円		
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,626	利益剰余金	51.00	2025年3月31日	2025年6月25日

(注) 2025年6月24日定時株主総会における1株当たり配当額には、特別配当8円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 103,200株

## 連結計算書類

(金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金(主として短期)であります。

デリバティブは社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合出資(匿名組合出資)は、次表には含めておりません((注)をご参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、未収入金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 受取手形及び売掛金	37,008	37,006	△1
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	8,671	8,671	—
資産計	45,680	45,678	△1
(1) 支払手形及び買掛金	31,977	31,977	△0
(2) 長期借入金(*1)	120	120	—
負債計	32,097	32,097	△0
デリバティブ取引(*2)	98	98	—

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金(120百万円)は、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて記載しておりますが、本注記では長期借入金に含めて記載しております。

(\*2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引いた額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は( )で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合出資(匿名組合出資)

区分	連結貸借対照表計上額
	百万円
非上場株式	2,666
投資事業有限責任組合出資(匿名組合出資)	1,370

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
				百万円
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,671	-	-	8,671
デリバティブ取引				
通貨関連	-	98	-	98
資産計	8,671	98	-	8,770

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
				百万円
受取手形及び売掛金	-	37,006	-	37,006
資産計	-	37,006	-	37,006
支払手形及び買掛金	-	31,977	-	31,977
長期借入金	-	120	-	120
負債計	-	32,097	-	32,097

## 連結計算書類

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	プラント・ エネルギー 事業	エナジー ソリューションズ 事業	産業機械 事業	エレクトロ ニクス事業	自動車事業	ヘルスケア 事業	航空・イン フラ事業		
日本	13,871	19,111	15,010	14,591	22,309	13,016	7,170	122	105,204
米国	598	31,993	628	1,169	6,853	97	425	－	41,766
中国	1,784	1,969	2,346	17,751	4,120	53	－	－	28,025
アジア	5,109	426	7,428	13,435	3,393	2,548	1	－	32,343
米州 (米国を 除く)	193	1	3,619	2,099	3,297	15	－	－	9,226
ヨーロッパ	2,262	598	472	949	410	11	41	－	4,745
その他地域	36	0	－	47	357	－	－	－	442
外部顧客への 売上高	23,856	54,101	29,505	50,044	40,742	15,742	7,639	122	221,755

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械・器具の賃貸を含んでおります。なお、外部顧客への売上高に含まれる貸手のリースから生じる収益については、重要性が乏しいため、内訳の記載を省略しております。

2. 前連結会計年度において、「米州」に含めておりました「米国」の収益は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分して表示しております。なお、前連結会計年度の「米州」に含まれていた米国の収益は、10,010百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 連結計算書類

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形及び売掛金	52,850
電子記録債権	7,770
計	60,620
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形及び売掛金	37,001
電子記録債権	14,048
計	51,049
契約資産 (期首残高)	1,072
契約資産 (期末残高)	623
契約負債 (期首残高)	
前受金	60,268
計	60,268
契約負債 (期末残高)	
前受金	36,565
計	36,565

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、37,060百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が23,702百万円減少した主な理由は、大型案件等の履行義務の充足に伴い、収益の認識による減少が、前受金の受け取りによる増加を上回ったことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2025年3月31日)	
1年以内	179,467
1年超	21,757
合計	201,225

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,499.41円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 278.57円   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合等関係

共通支配下の取引等

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、当社の非連結子会社であった第一エンジニアリング(株)を存続会社とし、当社の連結子会社であった(株)ウエイブエンジニアリング及び当社の非連結子会社であった(株)フロー・ダイナミックスを消滅会社とする吸収合併を行うことについて決議し、2024年7月1日に吸収合併を行い、同日付で第一エンジニアリング(株)は(株)DJ-WAVEエンジニアリングへ商号変更しております。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- |            |   |
|------------|---|
| 結合当事企業の名称  | 第一エンジニアリング(株)                                 |
| 事業の内容      | 環境に係わるエンジニアリング及びユニットプロセスの提供                   |
| 被結合当事企業の名称 | (株)ウエイブエンジニアリング                               |
| 事業の内容      | 石油化学プラント、肥料プラント等各種プラント用機器及び部品の設計、製作及びコンサルティング |
| 被結合当事企業の名称 | (株)フロー・ダイナミックス                                |
| 事業の内容      | プロセス制御機器及び計装システムの販売                           |

② 企業結合日

2024年7月1日

## 連結計算書類

③ 企業結合の法的形式

第一エンジニアリング(株)を存続会社とし、(株)ウエイブエンジニアリング及び(株)フロー・ダイナミックスを消滅会社とする吸収合併

④ 企業結合後の名称

(株)DJ-WAVEエンジニアリング

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併により、エンジニアリング業務をワンストップで請け負うことが可能となり、技術・品質・サービスの向上並びに事業の拡大と安定化を図るとともに、当社が掲げる次世代型エンジニアリング商社としての機能を持続的に果たすことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

---

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>108,421</b>	<b>流動負債</b>	<b>72,741</b>
現金及び預金	13,133	買掛金	29,788
受取手形	732	短期借入金	2,220
電子記録債権	13,596	未払金	9,332
売掛金	29,503	未払法人税等	1,431
商品	19,495	前受金	26,606
前渡金	20,819	賞与引当金	1,140
短期貸付金	1,000	役員賞与引当金	138
未収入金	9,146	受注損失引当金	736
その他	1,002	製品保証引当金	127
貸倒引当金	△9	その他	1,220
<b>固定資産</b>	<b>21,754</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,654</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,107</b>	繰延税金負債	1,278
建物	1,757	その他	375
機械装置及び運搬具	69	<b>負債合計</b>	<b>74,395</b>
工具、器具及び備品	919	<b>純資産の部</b>	
土地	527	<b>株主資本</b>	<b>51,293</b>
E S C O事業資産	132	<b>資本金</b>	<b>5,105</b>
太陽光発電事業資産	770	<b>資本剰余金</b>	<b>3,786</b>
賃貸用資産	635	資本準備金	3,786
建設仮勘定	26	<b>利益剰余金</b>	<b>43,260</b>
減価償却累計額	△2,734	利益準備金	970
<b>無形固定資産</b>	<b>951</b>	その他利益剰余金	42,289
ソフトウェア	817	建物圧縮記帳積立金	20
その他	134	別途積立金	4,442
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,695</b>	繰越利益剰余金	37,827
投資有価証券	10,804	<b>自己株式</b>	<b>△858</b>
関係会社株式	6,040	<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,407</b>
その他	2,008	その他有価証券評価差額金	3,840
貸倒引当金	△158	繰延ヘッジ損益	567
		新株予約権	78
		<b>純資産合計</b>	<b>55,779</b>
<b>資産合計</b>	<b>130,175</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>130,175</b>

**損益計算書**

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		179,213
売上原価		156,376
<b>売上総利益</b>		<b>22,836</b>
販売費及び一般管理費		14,895
<b>営業利益</b>		<b>7,940</b>
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	2,347	
仕入割引	168	
その他	122	2,649
営業外費用		
支払利息	19	
為替差損	102	
支払手数料	75	
その他	46	243
<b>経常利益</b>		<b>10,347</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	186	186
特別損失		
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	106	107
<b>税引前当期純利益</b>		<b>10,426</b>
法人税、住民税及び事業税	2,610	
法人税等調整額	△51	2,558
<b>当期純利益</b>		<b>7,868</b>

## 株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金		
					建物圧縮 記帳積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
2024年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,786	百万円 54	百万円 970	百万円 21	百万円 4,442	百万円 32,883
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,728
建物圧縮記帳積立金の取崩					△0		0
当期純利益							7,868
自己株式の取得							
自己株式の処分			238				
自己株式の消却			△489				
自己株式処分差損の振替			196				△196
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	△54	—	△0	—	4,944
2025年3月31日残高	5,105	3,786	—	970	20	4,442	37,827

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
2024年4月1日残高	百万円 △1,508	百万円 45,754	百万円 4,554	百万円 878	百万円 78	百万円 51,266
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,728				△2,728
建物圧縮記帳積立金の取崩		—				—
当期純利益		7,868				7,868
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	161	400				400
自己株式の消却	489	—				—
自己株式処分差損の振替		—				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△714	△311		△1,025
事業年度中の変動額合計	650	5,539	△714	△311	—	4,513
2025年3月31日残高	△858	51,293	3,840	567	78	55,779

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 建物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

定率法を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 2～17年

工 具、 器 具 及 び 備 品 2～20年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

② E S C O事業資産

E S C O事業資産は、当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。

③ 太陽光発電事業資産

太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。

④ 賃貸用資産

主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

① ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当事業年度末における回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び執行役員に支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役を支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

### (5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

### (6) 製品保証引当金

商品及び製品の販売契約において、欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う保証義務を有しております。当該保証義務は、商品及び製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。また、当該保証義務に伴う費用支出に備えるため、売上高に事業年度ごとの実績率を乗じて算出した発生見込額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、プラント・エネルギー事業、エナジーソリューションズ事業、産業機械事業、エレクトロニクス事業、自動車事業、ヘルスケア事業、航空・インフラ事業に係る商品及び製品を取り扱っておりますが、これらの商品及び製品の販売については、引渡又は検収時点で顧客が当該商品や製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品や製品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。ただし、輸出入取引においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、主にプラント・エネルギー事業の一部取引において、契約内容から当社の役割が代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っております。

一方、主にエナジーソリューションズ事業の一部取引における長期請負工事契約については、履行義務が充足される一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びインセンティブ等を控除した金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

## 5. その他計算書類作成のための基準となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。また、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

### (2) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債権債務及び外貨建予定取引

#### ③ ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

#### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

## 計算書類

### (会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当事業年度の計算書類への影響はありません。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

#### 退職給付債務及び費用(前払年金費用)

- ・当事業年度計上額 763百万円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

退職給付債務及び費用に関する見積りや前提条件については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 引当金の計上基準 (4) 退職給付引当金」及び「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. その他計算書類作成のための基準となる重要な事項 (1) 退職給付に係る会計処理」をご参照ください。

退職給付債務計算に使用する割引率は、現在利用可能で、かつ、年金給付の支払期日までの間利用可能と予想される優良債券の利回りなどを考慮して決定しております。年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び将来予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して決定しております。

使用した前提条件と方法は適切であると判断しておりますが、これらの前提条件には管理不能な不確実性が含まれているため、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は、前提条件の変更がある場合には、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

受取手形及び売掛金	3,251百万円
短期貸付金	1,000百万円
買掛金	2,950百万円

2. E S C O事業資産

当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産の内訳は次のとおりであります。

建物	5百万円
機械装置及び運搬具	127百万円

3. 太陽光発電事業資産

当社が行う太陽光発電事業用の資産の内訳は次のとおりであります。

建物	19百万円
機械装置及び運搬具	747百万円
工具、器具及び備品	4百万円

## 計算書類

### 4. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. 14百万円  
(US\$96千)

DJK EUROPE GMBH 5百万円  
(EUR32千)

上海一実貿易有限公司 51百万円  
(RMB2,504千)

DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. 151百万円  
(SGD1,125千、US\$175千)

DAIICHI JITSUGYO (THAILAND)  
CO., LTD. 8百万円

DAIICHI JITSUGYO (MALAYSIA)  
SDN. BHD. 649百万円  
(US\$1,092千、485百万円)

PT. DJK INDONESIA 49百万円  
(US\$31千、IDR199,680千、42百万円)

DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD. 673百万円  
(INR382,624千)

### 5. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	2,000百万円
差引額	8,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売	上	高	21,471百万円
仕	入	高	15,865百万円
営業取引以外の取引高			1,770百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	876,844株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	51百万円
賞与引当金	349百万円
未払事業税等	95百万円
投資有価証券評価損	218百万円
受注損失引当金	226百万円
製品保証引当金	39百万円
関係会社株式	356百万円
繰延ヘッジ損失	192百万円
資産除去債務	108百万円
その他	260百万円
繰延税金資産小計	1,899百万円
評価性引当額	△725百万円
繰延税金資産合計	1,174百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,677百万円
前払年金費用	231百万円
繰延ヘッジ利益	452百万円
その他	92百万円
繰延税金負債合計	2,453百万円

繰延税金負債の純額	1,278百万円
-----------	----------

## 計算書類

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
					百万円		百万円
子会社	上海一実貿易有限公司	直接 100.00%	商品の売買 役員の兼務	商品の販売	9,011	売掛金	1,669

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

#### (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,747.09円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 247.90円   |

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

第一実業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 徹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 太洋

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一実業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

第一実業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 徹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 太洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一実業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

第一実業株式会社 監査役会

常勤監査役	豊 泉 隆 宏	㊟
社外監査役	小 山 充 義	㊟
社外監査役	小 野 垂 希 子	㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

## ソラシティカンファレンスセンター Room C

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地(御茶ノ水ソラシティ1階) 電話 03(6370)8600



### 交通機関

- JR中央線・総武線  
「御茶ノ水」駅(聖橋口)より徒歩2分
- 東京メトロ千代田線  
「新御茶ノ水」駅(B2出口)より徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線  
「御茶ノ水」駅より徒歩5分

お願い 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

### 株主総会オンデマンド配信のご案内

本株主総会の模様の一部を、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信する予定です。



配信開始予定

2025年7月上旬頃

配信URL

<https://www.djk.co.jp/ir/meeting.html>



#### <ご留意事項>

- ご使用のパソコン等の端末及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- オンデマンド配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- 何らかの事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。